

平成 30 年度神奈川県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第 160 号)の規定に基づき定める「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成 25 年厚生労働省告示第 247 号)及び厚生労働省「平成 30 年度の献血の推進に関する計画」(平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 189 号)に基づき、次のとおりとする。

1 献血目標

平成 30 年度に目標とする献血量は全血献血で 84,682 リットル、血小板成分献血で 15,393 リットル、血漿成分献血で 28,660 リットルの合計 128,735 リットルとし、確保すべき献血者等の目標の内訳を次のとおりとする。

内訳

		献血量 (L)	献血者数 (人)
全血献血	200mL献血	1,519	7,595
	400mL献血	83,163	207,908
	小計	84,682	215,503
成分献血	血小板	15,393	34,042
	血漿	28,660	58,212
	小計	44,053	92,254
合計		128,735	307,757

2 前項の目標を確保するために必要な措置

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

ア 効果的な普及啓発の実施

(ア) 若年層に対する普及啓発活動の実施

- ① 県、市町村、日本赤十字社神奈川県支部（以下、「日赤県支部」という。）及び神奈川県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）は、献血推進活動を行うボランティア組織である神奈川県学生献血推進連盟等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

- ② 県、市町村及び血液センターは、若年層が親しみやすい動画やツイッター、ホームページ等の様々な広報手段を用いて若年層が気軽に目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、国及び県が作成した献血推進キャラクターを効果的に活用する。
- ③ 県及び血液センターは、小学生・未就学児を対象とした「キッズ献血」（献血の模擬体験）や、その保護者への献血を拡充して実施する。また、中学校・高等学校に出向いての献血セミナーの開催などにより、血液の大切さや助け合いの心について啓発を図るとともに、協力が得られる高等学校に移動採血車を配車する。
- ④ 県、市町村及び血液センターは、特に 10 代の若年層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り 400 ミリリットル全血採血が 17 歳から可能となったこと等について周知を図り、献血者の協力を得る。
- ⑤ 県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心が高まるよう、情報提供を行う。

(イ) 企業等における献血の推進

- ① 血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動としての献血の推進を促す。
- ② 県及び市町村は、国及び血液センターが行う、企業等における献血の推進及び企業等との連携強化に向けた取組に対し、必要な協力を行う。
- ③ 県及び市町村は、職員に対して、ボランティア活動である献血への積極的な協力を呼びかけるとともに、献血しやすい環境作りを推進する。

(ウ) 複数回献血対策

県は、国及び血液センターが行う、複数回献血者に対する情報提供などのサービス向上の取組に対して、必要な協力・支援を行う。

イ 献血推進キャンペーン等の実施

(ア) 県は、市町村及び血液センターの協力を得て、国が提唱し、全国的に実施する「愛の血液助け合い運動」(7月)、「はたちの献血キャンペーン」(1～2月)に加え、「春のかながわ献血キャンペーン」(4～5月)、「秋のかながわ献血キャンペーン」(10～11月)を実施し、普及啓発を図るためのポスター等必要な資材等を作成し、関係者に提供し、献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。

(イ) 県及び市町村は、血液センターの協力を得て、放送媒体、ツイッターやホームページ等の様々な広報媒体の活用やイベントの実施等を通じて、医療に欠くことのできない血液製剤の重要性、献血をとりまく諸課題を踏まえた現状、血液製剤の利用実態等に関する情報を提供するなど、住民に対して献血への理解と協力を呼びかける。

(ウ) 県及び市町村は、各種団体、献血推進活動を行う関係者等に情報を提供するとともに、連携、協力し、効果的な取組を行う。

ウ 献血功労者の表彰

県及び日赤県支部は、献血の推進に功績のあった団体及び個人に対して表彰を行う。

エ 献血推進協議会の開催

県及び献血推進協議会が設置されている市町村は、献血や血液製剤に関する県民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、定期的に協議会を開催する。また、本協議会を活用することにより、献血推進計画の策定や献血や血液製剤に関する教育、啓発の検討等について、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等との連携強化を図る。

オ 献血関係機関会議の開催

県は、より効果的に献血事業の推進が図れるよう、必要に応じて関係機関等と会議を開催し、献血推進に関する課題等について検討するとともに、情報交換の場として活用する。

(2) 献血の推進に際し、考慮すべき事項

ア 県及び市町村は、移動採血車による採血の日程を血液センターと協議するとともに、献血会場として公共施設を提供するなど、献血の受入れが円滑に行われるよう必要な措置を講じ、血液センターに協力する。

イ 県、市町村及び血液センターは、血液製剤の安全性を確保するため、献血受付時の本人確認や問診の徹底及びH I V等の感染症の検査を目的とした献血の防止について、平素から様々な広報手段を用いて周知を図り、医療機関等での検査の受診を促す。

ウ 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を随時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合は、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、各市町村への緊急献血の呼びかけなど必要な措置を講ずる。

エ 県及び血液センターは、各献血ルームについて、ツイッターやホームページ等の様々な広報媒体の活用やリーフレットの配布等によりP Rを積極的に行うとともに、県全域における安定的な血液の確保を図る。

3 災害時における血液確保等について

県及び日赤県支部は、「災害用血液製剤の確保に関する協定書」に基づき、災害時において血液が円滑に供給されるよう「神奈川県地域防災計画」に定める所要の措置を講ずる。また、血液センターは災害時等における献血の受入れ体制を整備するとともに、県及び市町村と連携して広域的な血液の確保に努める。